

# 京都薬科大学研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規則

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、京都薬科大学（以下「本学」という。）における研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 研究活動上の不正行為（以下「不正行為」という。）

① 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、次の行為をいう。

ア 捏造 存在しないデータ、研究成果等を作成すること。

イ 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

ウ 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

② ①以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしい次の行為をいう。

ア 二重投稿 著者自身によってすでに公表されていることを開示することなく、同一の情報を投稿し、発表すること。

イ 不適切なオーサiership 著者としての要件を満たさない者を著者として記載すること、又は著者としての要件を満たす者が著者として記載されないこと。

ウ 利益相反の不開示 研究成果を公表する際に、経済的な利益関係によって研究活動の客観性に影響を与えうる状況（利益相反）について開示しないこと。

(2) 研究者等

① 本学に雇用されて研究活動に従事している者

② 本学の施設設備を利用して研究に携わる者（客員教授、大学院生、学部生、ポストドクター、委託生、研究生、研究員、研修員、特別研究学生等を含む。）

③ 研究支援を行う研究補助職員及び派遣職員

(3) 部局等

学校法人京都薬科大学経理事務に係る部局等の名称を定める要綱第2条に定める組織及び分野

(研究者等の責務)

第3条 研究者等は、不正行為の防止に努めるとともに、不正行為を行ってはならない。

2 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講し

なければならない。

- 3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を別表に定める期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

## 第2章 不正防止のための体制

### (統括責任者)

第4条 本学に、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する研究活動全体を統括する権限と責任を有する総括責任者を置き、学長をもって充てる。

- 2 総括責任者は、本学における公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

### (部局等責任者)

第5条 本学に、部局等における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する部局等責任者を置き、部局等の長をもって充てる。

- 2 部局等責任者は、部局等における公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じるものとする。

### (研究倫理教育責任者)

第6条 本学に、本学における研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者を置き、あらかじめ統括責任者が指名する副学長をもって充てる。

- 2 研究倫理教育責任者は、本学に所属する研究者等に対し、研究者倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。

### (不正行為防止委員会)

第7条 本学に、研究者等による不正行為を防止するため、不正行為防止委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 研究倫理についての研修及び教育の企画及び実施に関する事項
- (2) 研究倫理についての国内外における情報の収集及び周知に関する事項
- (3) 研究者等の不正行為の調査に関する事項
- (4) その他学術研究倫理に関する事項

- 3 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 研究倫理教育責任者
- (2) 科学研究に関する専門知識を有する者 2名
- (3) 科学研究における行動規範に関する専門知識を有する者 2名
- (4) 学外の法律の専門家 1名

- 4 前項第2号及び第3号の委員は、学長が選任する。

- 5 第3項第4号の委員は、学長が理事長と協議のうえ、委嘱する。

6 第3項第2号から第4号までの委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 第3項第2号から第4号までの委員は、再任されることができる。

(委員会の委員長及び副委員長)

第8条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会の業務を統括する。

3 委員会に副委員長を置き、委員長の指名する者をもって充てる。

4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(委員会の議事等)

第9条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことはできない。

2 委員会の議事は、出席した委員の3分の2以上で決する。

3 学長は、委員会に出席することができる。

4 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

5 委員が不正行為の当事者となったときは、当該委員は当該事案の会議に出席することはできない。この場合において、学長は、委員会の意見を聴いて臨時的に他の職員を委員に充てることができる。

6 委員会は、第7条第2項第1号の事項について検討するために、必要に応じて検討部会(以下「部会」という。)を置くことができる。この場合において、委員会において選出された委員1名を部会長とし、部会員は、部会長が委員会の承認を得て指名する。

### 第3章 告発の受付

(告発の受付体制)

第10条 告発又は相談への迅速かつ適切な対応を行うため、事務局研究・産学連携推進室及び学外に告発の受付窓口(以下「告発窓口」という。)を置く。

2 前項に規定する学外の告発窓口担当者は、法律の専門家等の有識者とし、学内外に公表するとともに、研究者等に周知するものとする。

(告発の受付方法)

第11条 不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、告発窓口に対して告発を行うことができる。

2 告発は、原則として顕名によるものとし、不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名若しくは名称、不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていないなければならない。

3 告発窓口担当者は、匿名による告発について、必要と認める場合には、委員長と協議のうえ、これを受け付けることができる。

4 告発窓口担当者は、告発を受け付けたときは、速やかに学長及び委員長に報告するものとする。

5 告発窓口担当者は、告発が郵送その他によるもので、当該告発受付の可否について告

発者が知り得ない場合には、告発が匿名による場合を除き、告発者に対し受け付けた旨を通知するものとする。

- 6 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合（不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）は、委員長はこれを匿名の告発に準じて取扱うことができる。  
（告発の相談）

第 12 条 不正行為の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続について疑問がある者は、告発窓口に対して相談をすることができる。

- 2 告発窓口担当者は、告発の意思を明示しない相談があったときは、その内容を確認のうえ、不正行為とする相当な理由があると認めるときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。
- 3 相談窓口担当者は、相談の内容が不正行為が行われている、又は行われようとしている疑念、若しくは不正行為を求められている等であるときは、直ちに学長及び委員長に報告するものとする。
- 4 学長又は委員長は、前項の報告があったときは、告発に準じてその内容を確認・精査のうえ、不正行為とする相当な理由があると認めるときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

（告発窓口担当者の義務）

第 13 条 告発窓口担当者は、告発者の秘密の遵守その他告発者の保護を徹底しなければならない。

- 2 告発窓口担当者は、告発を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール及び電話等による場合は、その内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。
- 3 前 2 項の規定は、告発の相談についても準用する。

#### 第 4 章 関係者の取扱い

（秘密保護義務）

第 14 条 この規則に定める業務に携わる全ての者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

- 2 前項の規定は、委員及び本学の職員等でなくなった後も、同様とする。
- 3 学長及び委員長は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまでの間、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏れいしないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。
- 4 学長は、調査中にかかわらず、当該告発に係る事案が外部に漏れいした場合は、告発者及び被告発者の了承を得て、調査事案について公表することができる。ただし、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏れいしたときは、当該者の了承は不要とする。
- 5 学長、委員長又はその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者又は関係者に連絡若しくは通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者等の人権、名

誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(告発者の保護)

第 15 条 学長及び部局等の長は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

2 本学に所属する全ての職員及び学生は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

3 理事長は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいたときは、学校法人京都薬科大学職員懲戒規程（以下「職員懲戒規程」という。）その他関係諸規則に基づき、その者を処分することができる。ただし、その者が学生である場合は、京都薬科大学学則（以下「学則」という。）又は京都薬科大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）に基づき、学長が処分するものとする。

4 理事長は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、告発したことを理由に当該告発者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該告発者に不利益な措置等を行ってはならない。ただし、当該告発者が学生である場合は、学長は、当該告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(被告発者の保護)

第 16 条 本学に所属する全ての職員及び学生は、不正行為とする相当な理由なしに、告発がなされたことをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 理事長及び学長は、不正行為とする相当な理由なしに、告発がなされたことをもって、当該被告発者に対して研究活動の全面的な禁止、解雇、退学、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

3 理事長及び学長は、不正行為とする相当な理由なしに、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいたときは、職員懲戒規程、学則、大学院学則その他関係諸規則に基づき、その者を処分することができる。

(悪意に基づく告発)

第 17 条 何人も、悪意に基づく告発（被告発者を陥れるため又は被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。以下同じ。）を行ってはならない。

2 理事長は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。

3 学長は、前項の措置が講じられたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その措置の内容等を通知する。

## 第 5 章 事案の調査

(予備調査の実施)

第 18 条 委員長は、第 11 条に基づく告発があった場合又は委員長がその他の理由により予備調査の必要を認めるときは、速やかに予備調査委員会を設置し、予備調査を実施しなければならない。

2 予備調査委員会は、3名の委員によって構成するものとし、委員長が委員会の議を経て指名する。

3 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調

査を実施するうえで必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。

- 4 予備調査委員会は、本調査（第 20 条第 2 項及び第 3 項に規定する本調査をいう。以下同じ。）の証拠となり得る関係書類、研究ノート及び実験資料等を保全する措置をとることができる。

（予備調査の方法）

第 19 条 予備調査委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発内容の合理性、告発内容の本調査における調査の可能性、その他必要と認める事項について調査する。

- 2 予備調査委員会は、告発される前に取り下げられた論文等に対してなされた告発についての予備調査を行うときは、取り下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否かを調査し、判断するものとする。

（本調査の決定等）

第 20 条 予備調査委員会は、告発の受付日又は予備調査の指示を受けた日から起算して 30 日以内に、予備調査の結果を委員会に報告する。

- 2 委員会は、予備調査の結果を踏まえ、直ちに本調査を行うか否かを決定する。
- 3 委員会は、本調査を実施することを決定したときは、告発者及び被告発者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。
- 4 委員会は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。この場合において、資金配分機関や告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。
- 5 委員会は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る研究費等の配分機関及び関係省庁に、本調査を行う旨を報告するものとする。

（調査委員会の設置）

第 21 条 委員会は、前条第 2 項の規定により本調査を実施することを決定したときは、直ちに調査委員会を設置する。

- 2 調査委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 委員長

(2) 委員長が指名する委員会の委員 1 名

(3) 学外の有識者 2 名

(4) 学外の法律の専門家（委員会の委員以外の者） 1 名

- 3 前項第 3 号及び第 4 号の委員は、委員長が推薦し、委員会の議を経て学長が委嘱する。ただし、告発者及び被告発者と利害関係があると認められる者は、調査委員会委員となることはできない。

- 4 調査委員会に議長を置き、委員の互選により選出する。

- 5 議長は、調査委員会を主宰する。

- 6 調査委員会は、第 29 条第 5 項の規定により調査結果等の報告を学長及び委員会に報告したときをもって解散する。ただし、第 32 条第 1 項及び第 2 項に規定する不服申立てが行われたときは、不服申立てに係る審査の結果等を報告したときとする。

(本調査の通知)

第 22 条 委員会は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。

2 前項の通知を受けた告発者又は被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、委員会に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。

3 委員会は、前項の異議申立てがあったときは、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(本調査の実施)

第 23 条 調査委員会は、委員会において本調査の実施が決定された日から起算して 30 日以内に本調査を開始するものとする。

2 調査委員会は、本調査を開始するときは、事前に告発者及び被告発者に対し本調査を開始することを通知するとともに、調査への協力を求めるものとする。

3 調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。

4 調査委員会は、被告発者に弁明する機会を与えなければならない。

5 調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができるものとし、被告発者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要があると認めるときは、再実験等に要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。

6 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象)

第 24 条 本調査の対象は、告発された事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により、本調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

第 25 条 調査委員会は、本調査の実施に際して、告発された事案に係る研究活動に関する証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

2 調査委員会は、告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学以外であるときは、告発された事案に係る研究活動又は研究費に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。

3 調査委員会は、前2項の措置等に影響しない範囲内であれば、被告発者の研究活動を制限してはならない。

4 学外の研究活動の不正行為を調査する組織（以下「学外調査組織」という。）から、学外調査組織に告発された不正行為が本学において実施された研究活動に関係するため調査の依頼があったときは、本学は当該研究活動に関する証拠となる資料及びその他関係書類等を保全する措置をとるとともに、その調査に協力するものとする。

(本調査の中間報告)

第 26 条 調査委員会は、本調査の終了前であっても、告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置した配分機関等の求めに応じ、本調査の中間報告を当該資金配分機関等に提出するものとする。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第 27 条 調査委員会は、本調査に際しては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう、十分配慮するものとする。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第 28 条 調査委員会の本調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続に基づいて行われたこと、並びに論文等も適正な方法等により適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

2 前項の場合において、調査委員会が再実験等を必要と認めるときは、当該被告発者に対し第 23 条第 5 項に定める保障を与えなければならない。

## 第 6 章 不正行為等の認定

(認定の手續)

第 29 条 調査委員会は、調査した内容を本調査開始日から起算して 150 日以内にまとめ、次の各号に掲げる事項について認定する。

- (1) 不正行為の存否
- (2) 不正行為と認定する場合におけるその内容及び悪質性
- (3) 不正行為に関与した者とその関与の度合
- (4) 不正行為と認定する研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割
- (5) その他必要な事項

2 調査委員会は、前項に規定する期間内に認定を行うことができない特別な理由があるときは、書面によりその理由及び認定の予定日を付して学長に申し出て、その承認を得なければならない。

3 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査の結果により告発が悪意に基づくものであると判断したときは、第 1 項各号に規定する認定事項と併せてその旨の認定を行うものとする。

4 前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

5 調査委員会は、第 1 項及び第 3 項に規定する認定が終了したときは、直ちに調査結果及び認定内容を学長及び委員会に報告しなければならない。

(認定の方法)

第 30 条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた物的・科学的証拠、証言及び被告発者の自認等の証拠等を総合的に判断のうえ、不正行為か否かの認定を行うものとする。

- 2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
- 3 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができるものとし、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の本来存在すべき基本的な証拠書類等の不足により、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すための証拠を示せないときも、同様とする。  
(調査結果の通知等)

第 31 条 学長は、第 29 条第 5 項の規定により調査結果等の報告を受けたときは、速やかに調査結果及び認定内容を告発者、被告発者及び被告発者以外で当該不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。この場合において、被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも通知するものとする。

- 2 学長は、前項に規定する調査結果等の報告を、不正発生の告発の受付日から 210 日以内（この項目において「提出期限」という。）に、調査結果を最終報告書として取りまとめ、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に提出するものとする。ただし、提出期限までに調査が完了しないときは、調査の中間報告を提出するものとする。
- 3 学長は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも通知するものとする。
- 4 学長は、調査委員会の調査結果等について疑義が生じたときは、速やかにその内容を明確にしたうえで、前各号に規定する通知等を行う前に、調査委員会に対し再調査を求めることができる。  
(不服申立て)

第 32 条 不正行為が行われたものと認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して 14 日以内に、書面により調査委員会に対して不服申立てをすることができる。この場合において、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）の不服申立ては、前項の規定を準用する。
- 3 学長は、前項の規定に基づき告発者から不服の申立てがあったときは、被告発者に通知するとともに、告発者が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも通知するものとする。
- 4 前 2 項に規定する不服申立ての審査は、調査委員会が行う。この場合において、学長は、新たに専門性を要する判断が必要と認めるときは、調査委員会に対し委員の交代又は追加を指示することができるものとし、特段の理由があるときは、調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。
- 5 前項に規定する新たな調査会委員は、第 21 条第 3 項に準じて任命する。
- 6 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合は、直ちに学長に報告するものとし、学長は、速やかに不服申立人に対しその決定を通知するものとする。この場合において、調査委員会が、当該不服申立てが当該事案の認定の引き延ばし又は認定に伴う各措置等の先送りを主な目的とするものと判断したときは、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。
- 7 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行うことを決定したときは、直ちに学長

に報告するものとし、学長は、不服申立人に対しその決定を通知するものとする。

8 学長は、被告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知し、被告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知するとともに、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に対しても通知する。

9 前項の規定は、不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときにも適用する。

(再調査)

第 33 条 調査委員会は、前条第 1 項及び第 2 項に規定する不服申立てについて、再調査を実施する決定をしたときは、不服申立人に対し本調査の結果を覆すための資料の提出を求めるとともに、当該事案の速やかな解決に向けて再調査に協力することを求めるものとする。

2 調査委員会は、前項による不服申立人からの協力が得られないときは、再調査を中止することができる。この場合において、調査委員会は直ちに学長に報告するものとし、学長は、不服申立人に対し再調査の中止を通知するものとする。

3 調査委員会は、再調査を開始したときは、再調査開始日から起算して 50 日以内に本調査の結果を変更するか否かを決定し、その結果を直ちに学長に報告するものとする。

4 調査委員会は、前項に規定する期間内に本調査の結果を変更するか否かの決定を行うことができない特別な理由があるときは、書面によりその理由及び決定の予定日を付して学長に申し出て、その承認を得なければならない。

5 学長は、第 2 項又は第 3 項に規定する報告を受けたときは、第 31 条の規定を準用するものとする。

(調査結果の公表)

第 34 条 学長は、調査委員会から不正行為が行われたと認定した旨の報告があったときは、速やかに調査結果を公表するものとする。

2 前項に定める公表の内容は、不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等その他必要な事項とする。

3 前項の規定にかかわらず、不正行為があったと認定された論文等が、告発される前に取り下げられていたときは、当該不正行為に係る者の氏名・所属を公表しないことができる。

4 不正行為が行われなかったと認定した場合は、調査結果は公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏えいしていた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。

5 前項ただし書により公表する場合の公表内容は、不正行為がなかったこと、論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、

調査の方法・手順等その他必要な事項とする。

6 学長は、調査委員会から悪意に基づく告発が行われたと認定した旨の報告があったときは、被告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

## 第7章 措置及び処分

(本調査中における一時的措置)

第35条 第16条第1項の規定にかかわらず、学長は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して告発された不正行為に関わる研究費の一時的な支出停止等について、理事長と協議のうえ、必要な措置を講じることができる。

2 理事長は、資金配分機関から被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられたときは、それに応じた措置を講じるものとする。

(研究費の使用中止)

第36条 理事長は、不正行為に関与したと認定された者、不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

第37条 学長は、被認定者に対して、不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を学長に行わなければならない。

3 学長は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(措置の解除等)

第38条 理事長は、不正行為が行われなかったものと認定されたときは、本調査に際して講じた研究費の支出停止等の措置を解除するものとし、調査委員会は、証拠保全の措置について、不服申立てがなく申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

2 学長は、不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じる。

(懲戒処分)

第39条 理事長は、本調査の結果、不正行為が行われたものと認定されたときは、当該不正行為に関与した者に対して、法令、職員懲戒規程その他関係諸規則に基づき、処分を課すものとする。ただし、当該不正行為に関与した者が学生である場合は、学長が学則又は大学院学則に基づき、その者に対して処分を課すものとする。

2 学長は、前項の処分が課されたときは、当該資金配分機関及び関係省庁に対して、その処分の内容等を通知する。

(是正措置等)

第40条 委員会は、本調査の結果、不正行為が行われたものと認定されたときは、学長に対し、速やかに是正措置、再発防止措置その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）を講じることがを勧告するものとする。

2 学長は、前項の勧告に基づき、不正行為に関与した者に関係する部局等の長に対し、速やかに是正措置等を講じることがを命ずるとともに、必要に応じて本学全体における是

正措置等を講じるものとする。

- 3 学長は、前項に基づき講じた是正措置等の内容について、当該資金配分機関及び関係省庁に対して報告するものとする。

(事務)

第 41 条 この規則に関する事務は、懲戒処分に係る事務を除き、事務局研究・産学連携推進室において処理する。

(雑則)

第 42 条 この規則に定めるもののほか、不正行為に関し必要な事項は、理事長及び委員会の意見等を参考に学長が定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、2015 年 4 月 16 日から施行し、2015 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 京都薬科大学における研究活動に係る不正防止に関する規程は廃止する。
- 3 この規則の施行後、最初に任命される第 7 条第 3 項第 2 号から第 4 号までの委員の任期は、同条第 6 項の規定にかかわらず、2017 年 3 月 31 日までとする。

#### 附 則

この規則（一部改正）は、2015 年 9 月 18 日から施行する。

#### 附 則

この規則（一部改正）は、2016 年 3 月 8 日から施行し、2016 年 2 月 1 日から適用する。

#### 附 則

この規則（一部改正）は、2019 年 11 月 25 日から施行する。

#### 附 則

この規則（一部改正）は、2021 年 5 月 21 日から施行し、2021 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第3条第3号関係）

区 分	データの種類	形式・形態	保管・管理期間
資 料 (情報、データ)	デジタルデータ	電子データ	10年
	アナログ資料	紙媒体資料等	10年
試料等（モノ）	劣化しないもの	安定物質、標本等	10年
	劣化するもの、保 存に特別な措置を 要するもの	不安定物質、反応 性物質、生物試料、 貴重標本等	10年

（注）上表中、保管・管理期間は、論文等の発表日から起算する。